令和5年度　荒川下流河川事務所　小名木川出張所管内　除草日程(1回目)

除草区間

養生区間

※1　養生(ようじょう)区間は、築堤後の芝の生育を保護するために、芝張り後3年間を芝の養生期間として、通常の除草とは異なるスケジュールで芝管理(芝刈り等)を行っています。
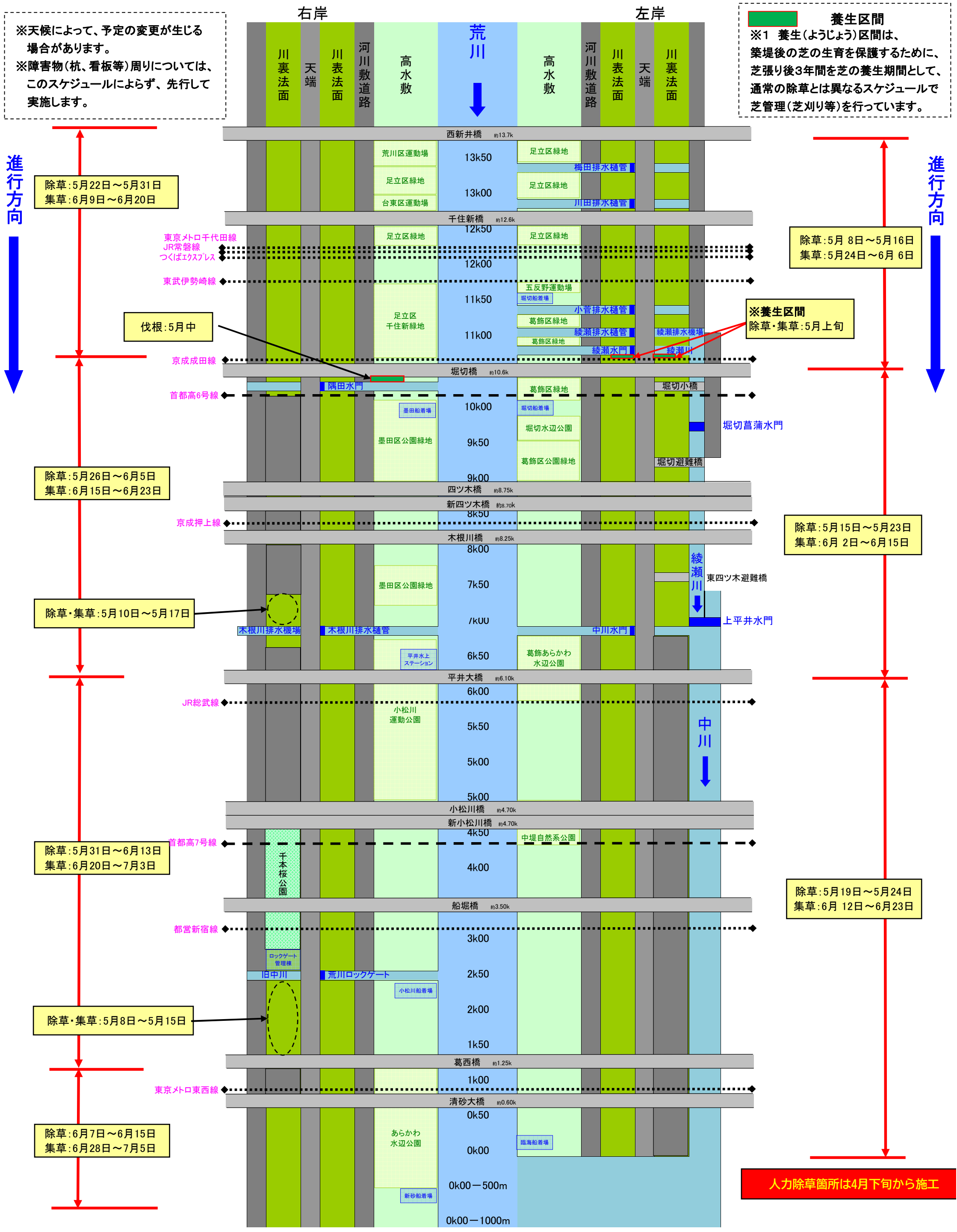
※天候によって、予定の変更が生じる場合があります。
※障害物(杭、看板等)周りについては、このスケジュールによらず、先行して実施します。